

久喜宮代衛生組合議会
令和4年第3回定例会議案

議 案 目 録

| | | |
|----------|--|---|
| 議案第 7 号 | 令和 3 年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算認定 について | 1 |
| 議案第 8 号 | 令和 4 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 1 号） について | 2 |
| 議案第 9 号 | 久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関す る条例の一部を改正する条例 | 3 |
| 議案第 10 号 | 久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部 を改正する条例 | 4 |

議案第7号

令和3年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和3年度久喜宮代衛生組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見を付けて認定に付する。

令和4年10月27日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅田修一

議案第 8 号

令和 4 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度久喜宮代衛生組合一般会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり提出する。

令和 4 年 1 0 月 2 7 日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

議案第9号

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

久喜宮代衛生組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成14年久喜宮代
衛生組合条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項第9号中「後8週間」を「以後1年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年10月27日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

職員の育児参加のための休暇の対象拡大に係る所要の改正を行いたいので、この案を
提出するものであります。

議案第10号

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

久喜宮代衛生組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年久喜宮代衛生組合条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「育児休業の承認の請求の時ににおいて」を「非常勤職員であって」に、「いずれにも」を「いずれかに」に、「非常勤職員以外」を「もの以外」に改め、「(衛生組合規則で定める非常勤職員を除く。)」を削り、同号ア及びイを次のように改める。

ア 次のいずれにも該当する非常勤職員

(ア) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(第2条の3及び第2条の4において「1歳6箇月到達日」という。)(当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあつては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員

(イ) 勤務日の日数を考慮して衛生組合規則で定める非常勤職員

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この号において同じ。))において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条の3第1号中「育児休業に係る」を「非常勤職員の養育する」に改め、同条第2号中「配偶者が育児休業に係る」を「非常勤職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この条及び次条において同じ。))が当該非常勤職員の養育する」に、「育児休業をしている」を「育児休業法その他の法律の規定に

よる育児休業（以下この条及び次条において「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする」に改め、同条第3号中「非常勤職員（当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の1歳到達日（前号に該当する場合にあっては、同号に定める日。以下この号において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として衛生組合規則で定める場合に該当するものに限る。）が当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合」を「1歳から1歳6箇月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第6号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、衛生組合規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として衛生組合規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「非常勤職員（当該非常勤職員又はその配偶者が育児休業に係る子の1

歳6箇月到達日において育児休業をしている非常勤職員であつて、当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが特に必要と認められる場合として衛生組合規則で定める場合に該当するものに限る。)が当該子の1歳6箇月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合とする」を「1歳6箇月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第6号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、衛生組合規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)とする」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合
- (2) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6箇月到達日において地方等育児休業をしている場合
- (3) 当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として衛生組合規則で定める場合に該当する場合
- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条第6号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第5号とし、同条第7号中「任期の末日」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日」に、「非常勤職員」を「もの」に、「任期が満了した後に引き続き採用された」を「任期の満了後引き続いて特定職に採用される」に、「当該任期の」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「引き続き採用された日」を「当該採用の日」に、「することとなった」を「しようとする」に改め、同号を同条第6号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第5号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第4号に係る部分に限る。）及び第10条（第5号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

令和4年10月27日提出

久喜宮代衛生組合管理者 梅 田 修 一

提案理由

非常勤職員の育児休業の取得要件緩和に係る所要の改正を行いたいので、この案を提出するものであります。